平塚市監査委員公表第４号
令和８年４月１７日

平塚市監査委員　能　勢　祐　二
同　　城　田　孝　子
同　　出　村　　光
同　　上　野　仁　志

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和２年４月１日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

### １　監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和７年度の財務監査

市長室　　危機管理課
産業振興部　　産業振興課
教育総務部　　教育施設課

### ２　監査の実施期間

令和８年２月９日から３月２３日まで

### ３　監査の方法及び監査項目

基準第２条第１項第１号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目
（１）事務事業及び管理運営事項
（２）収入事務
（３）支出事務
　　契約事務、補助金等の事務
（４）財産の管理事務
（５）庶務その他事務

### ４　監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

**市長室**

（１）危機管理課

ア　財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ　財産の管理事務については、次のとおりである。

・備品の管理状況については、良好であると認められた。

・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

| 施設名 | 監査結果 |
|---|---|
| 防災行政無線塔 | 良好に管理されていた。 |
| 防災行政無線四之宮受信所 | 良好に管理されていた。 |

**産業振興部**

（１）産業振興課

ア　財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ　備品の管理事務については、良好であると認められた。

**教育総務部**

（１）教育施設課

ア　財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ　備品の管理事務については、良好であると認められた。

以　上